

水上設置型太陽光発電施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県有農業用ため池への水上設置型太陽光発電施設の整備を実施する事業者に対し、予算の範囲内において水上設置型太陽光発電施設整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、その他の法令、関連通知及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、「県有未利用地（農業用ため池）を活用した県内需要地への太陽光発電電力供給事業企画提案募集要領」（以下「募集要領」という。）に基づき選定された事業者とする。

2 県は、県有未利用地（農業用ため池）を活用した県内需要地への太陽光発電電力供給事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表1及び別表2において知事が認める経費（以下、「補助対象経費」という。）について、補助金を交付するものとする。

3 補助対象経費に製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、別表3に定める方法により、利益等を排除して交付申請をしなければならない。

4 前2項の規定により算出された金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙1に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号による。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、別表4のとおりとする。

3 補助金の交付を申請する者は、別に定める日までに、補助金交付申請書に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 前項の規定により補助金の交付を申請した者は、知事が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、報告を求め又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

5 第3項の規定により補助金の交付を申請した者が、交付決定前に当該申請を辞退するときは、様式第2号による申請辞退届を知事に提出しなければならない。

(申請の際の消費税及び地方消費税)

第4条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、規則第3条第1項の申請に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額

として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第 5 条 知事は、規則第 3 条第 1 項の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行うものとする。

2 知事は、前項による交付の決定を行うに当たって、第 4 条により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第 4 条のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

第 6 条 規則第 5 条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- （1） 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結すること。
- （2） 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付すこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- （3） 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第 3 号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。

ア 申請のあった補助事業の目的や効果に影響しない範囲での仕様等の変更

イ 補助対象経費の総額の 20%以内の減少

ウ 設備費又は工事費が変更前の配分額から 20%を超えて増減する場合を除く、補助事業に要する経費間の増減

エ その他知事が必要と認めるもの

- （4） 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第 4 号により知事の承認を受けること。
- （5） 補助事業の期間について、別紙 1 第 4 項に定める期間内に事業が完了すること。なお、事業の完了日は、設備等が稼働できる状態（許認可が必要な設備等にあつては、その取得等を含む。）となり、かつ、補助事業に関する支払が完了した日とする。
- （6） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、様式第 5 号による遅延等報告書により速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- （7） 補助事業者は、知事が別に定める報告対象期間について、補助対象事業の完了日が属する月の翌月 1 日から各年度の温室効果ガス削減量その他知事が必要と認める項目につい

て効果測定を行い、翌年度の4月末までに、様式第6号により、年間実績報告書を知事に報告すること。

(8) 補助事業者が、次のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、補助金の返還を命じることがあること。

ア 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

イ 補助事業に関して、虚偽の申請等の不正、報告の遅延等の怠慢その他不適当な行為をしたとき。

ウ 暴力団排除に関する誓約事項に違反したとき。

エ 知事の承認を受けずに、補助事業により取得した財産の利用を中止し、又は処分したとき。

オ 正当な理由なく、補助申請における事業効果を著しく達成できないとき。

(9) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して、転用、譲渡、交換、貸付、取壊し、廃棄又は担保等に供することをいう。以下同じ。）しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。

(10) 補助事業者は、法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてカーボン・クレジットとして登録を行わないこと。

(11) この要綱により補助金を交付した事業の補助事業名、補助事業者名、所在地、補助事業の内容、発電量の実績値等を県が公表することに同意すること。

(12) 国が実施する他の補助事業（国以外が実施する間接補助等、国庫を財源とする補助事業を含む。）及び県が実施する他の補助事業（みやぎ環境税等）を活用する補助金と併用しないこと。

(13) 補助事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を第7条第2項の規定に基づき保存しなければならない。

(14) 補助事業に要する経費の支払に当たっては、原則として前金払を行わないこと。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。

（補助事業の経理等）

第7条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。ただし、取得財産等については、第15条で定める処分の制限を受ける期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

3 前2項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付決定前着手)

第8条 補助事業の着手は、原則として規則第5条の規定による補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ様式第7号による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

(状況報告等)

第9条 規則第10条の報告について、知事が補助事業の遂行状況の報告を求めた場合、補助事業者は、知事が指定する期日までに、様式第8号による中間報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求め、又は現地調査を行い、補助金の使用状況を調査することができる。

(実績報告)

第10条 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書は、様式第9号によるものとする。

- 2 規則第12条第1項の規定により実績報告書に添付しなければならない書類は、別表5のとおりとする。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了若しくは廃止承認の日から1か月を経過した日又は別に定める日のいずれか早い日までとする。

(実績報告に係る消費税及び地方消費税)

第11条 補助事業者は、規則第12条第1項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第12条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、交付規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、様式第10号による精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第11号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(処分の制限を受ける財産)

第14条 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効

用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、重要な器具その他の財産とする。

- 2 補助事業者は、規則第 21 条の知事の承認を受けようとするときは、様式第 12 号による財産処分承認申請書をあらかじめ知事に提出し、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成 20 年 5 月 15 日付け環境会発第 080515002 号）に準じた承認を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、規則第 21 条の規定により承認を受けた当該財産の処分を行った場合は、様式第 13 号による取得財産の処分に係る報告書を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、規則第 21 条の規定により財産の処分の承認をした場合において、当該補助事業者に対して、交付した補助金の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

（処分の制限を受ける期間）

第 15 条 規則第 21 条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間とする。

（書類の提出部数）

第 16 条 この要綱により知事に提出する書類の部数は各 1 部とし、農政部農村振興課に提出するものとする。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 5 月 26 日から施行し、令和 8 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表1（第2条第2項関係）

| 補助対象経費 | 補助率 |
|--|------------------------------|
| 事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費（その他、地域共生の促進に資する経費を含む）（補助対象経費の内容については、別表2に定めるものとする。） | 補助対象経費の1/2 （上限は8億2,000万円） |

別表2（第2条第2項関係）

| 区分 | 費目 | 細分 | 内容 |
|-----|------|---------|---|
| 工事費 | 本工事費 | (直接工事費) | |
| | | 材料費 | 事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。 |
| | | 労務費 | 本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。 |
| | | 直接経費 | 事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金 |
| | | (間接工事費) | |
| | | 共通仮設費 | 次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用 |

| | | 現場管理費 | 事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。 | | | | | | | | | | | | |
|-----|------------------------|-------|---|---|----|---|---|------------------|------|---|------------------------|------|---|---------------|------|
| | | 一般管理費 | 事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。 | | | | | | | | | | | | |
| | 付帯工事費 | | 本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。 | | | | | | | | | | | | |
| | 機械器具費 | | 事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。 | | | | | | | | | | | | |
| | 測量試験費 | | 事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。 | | | | | | | | | | | | |
| 設備費 | 設備費 | | 事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。 | | | | | | | | | | | | |
| 業務費 | 業務費 | | 事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。 | | | | | | | | | | | | |
| 事務費 | 事務費 | | 事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、材料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。 | | | | | | | | | | | | |
| | | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table> | 号 | 区分 | 率 | 1 | 5,000万円以下の金額に対して | 6.5% | 2 | 5,000万円を超え1億円以下の金額に対して | 5.5% | 3 | 1億円を超える金額に対して | 4.5% |
| 号 | 区分 | 率 | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 5,000万円以下の金額に対して | 6.5% | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 5,000万円を超え1億円以下の金額に対して | 5.5% | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 1億円を超える金額に対して | 4.5% | | | | | | | | | | | | | |

※ 整備する設備にかかる調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り交付対象に含めることとし、その交付率等は当該設備整備の交付率等と同じとする。

※ 補助対象経費の算定に当たっては、代金請求の際の値引額及び商慣習により相手方が負担する振込手数料相当額を控除するものとする。

別表3（第2条第3項関係）

補助事業における利益等排除の方法は次のとおりとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助対象者が次の（1）から（3）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。

- （1） 補助対象者自身
- （2） 100%同一の資本に属するグループ企業
- （3） 補助対象者の関係会社（上記（2）を除く）

2 利益等排除の方法

（1） 補助対象者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

（2） 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（3） 補助対象者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（営業総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

※ 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることの証明及びその根拠となる資料の提出を行うものとする。

別表4（第3条第2項関係）

| 区分 | 内容 |
|------------------|---|
| 補助金交付申請 の添付書類 | 1 補助金内訳書（様式第1号別添1） 2 事業計画書（様式第1号別添2） 3 導入する設備のカタログ又は諸元表 4 補助事業実施予定場所の位置図 5 導入設備の配置図、システム図 6 想定年間電力発電量の根拠 7 工程表 8 実施体制図 9 収支予算書（様式第1号別添3） 10 見積書（設計費、設備費、工事費、その他経費に関する見積書）※ 11 直近3か年の決算書類 12 宣誓書（様式第1号別添4） 13 県税納税証明書（発行から3か月以内のもので、全ての県税に未納がないことを証明するもの） 14 登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行から3か月以内のもの） 15 会社概要（会社案内のパンフレット等） 16 その他知事が特に必要と認めるもの |

※ 見積書は、原則として複数の業者から相見積もりを取るものとし、最低価格者以外を選定した場合は選定理由書（任意様式）を添付すること。

別表5（第10条第2項関係）

| 区分 | 内容 |
|------------------------|--|
| 補助事業 実績報告書の 添付書類 | 1 補助金実績書（様式第1号別添1） 2 事業実績書（様式第1号別添2） 3 想定年間電力発電量の根拠 4 完成後の導入設備の配置図、システム図 5 収支決算書（様式第1号別添3） 6 完成写真（施工前、施工後が分かる全景、太陽光発電設備等の写真） 7 工事契約（契約書、請書、見積書等）、納品（納品書、保証書）、請求（請求書等）、支払い（払込金受取書等）に係る証憑類の写し 8 補助金振込先金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し（申請者と同一の口座名義人であって、振込口座番号が確認できるもの） 9 その他知事が必要と認めるもの |

別紙1（第2条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について （水上設置型太陽光発電施設整備費補助金）

本補助事業は、県有農業用ため池への水上設置型太陽光発電施設整備の導入促進を行う事業であり、以下の要件等をすべて満たすものとする。

1 対象事業の要件

- (1) 本補助事業で導入する太陽光発電設備で発電した電気の供給先は、県内に所在する製造業の施設とし、かつ、次のア及びイを満たすものとする。
 - ア 長期にわたり、安定的かつ十分な電力需要が見込まれること。
 - イ 再エネ電力活用による企業競争力強化が期待できること。
- (2) 停電時に電力供給可能とするシステム構成であること。
- (3) 本補助事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給した電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- (4) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。
- (5) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
- (6) エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- (7) 各種法令等を遵守した設備であること。
- (8) 交付申請時に、事業の実施体制及び導入設備の設置場所が確定していること。

2 補助対象

(1) 補助対象範囲

補助対象となる設備は、次に掲げるものとし、その設置に係る工事費も補助対象とする。

- ・太陽光発電設備（太陽光発電モジュール、架台、フロート、ブリッジ、接続箱、パワーコンディショナ、配線等）
- ・定置用蓄電池（(2)のイで定める条件に適合するものに限る）
- ・自営線
- ・エネルギーマネジメントシステム（EMS）
- ・受変電設備
- ・その他地域共生の促進に資する経費
- ・その他知事が適当と認める設備

(2) 留意事項

ア 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、交付対象外とする。

イ 定置用蓄電池については、主な用途が本事業で導入する太陽光発電設備により発電した電力を平時において繰り返し充放電するものに限る（保安防災のみを目的としたものは補助対象外）。

ウ その他地域共生の促進に資する経費とは、次の（ア）及び（イ）を満たすものであること。

（ア） 住民説明会等の場で周辺住民等に対して、十分に意見を徴収した上で検討を行ったものであること。

（イ） あらかじめ県と協議し、承認を得たものであること。

3 補助金の交付額

補助率 2分の1（上限は8億2,000万円）

※補助金上限額は、3つのため池の合計額の上限額

4 補助事業期間

2年度以内（令和9年度末まで）

5 適切な事業実施に関する事項

(1) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の各号をすべて遵守していることを確認すること。

ア 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。

イ 関係法令及び条例の規定に従い、発電施設の設計・施工を行うこと。

ウ 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。

エ 発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。

オ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

カ 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

キ 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

ク 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場

合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
ケ 補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。

6 適切な処理に関する事項

交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

7 その他

その他詳細は、当該事業の公募要領の定めによるものとする。

様式第1号（第3条第1項関係）

水上設置型太陽光発電施設整備費補助金
交付申請書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者

郵便番号及び住所

氏名又は名称

及び代表者氏名

水上設置型太陽光発電施設整備費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

1 補助金申請額等

(1) 補助金申請額 金 円

※内訳は交付申請内訳書（様式第1号別添1）のとおり

(2) 事業実施期間

交付決定通知日又は事前着手届記載の着手予定日から 年 月 日まで

2 実施内容

事業計画書（様式第1号別添2）のとおり

3 添付書類

(1) 補助金内訳書（様式第1号別添1）

(2) 事業計画書（様式第1号別添2）

(3) 導入する設備のカタログ又は諸元表

(4) 補助事業実施予定場所の位置図

(5) 導入設備の配置図、システム図

- (6) 想定年間電力発電量の根拠
- (7) 工程表
- (8) 実施体制図
- (9) 収支予算書（様式第1号別添3）
- (10) 見積書（設計費、設備費、工事費、その他経費に関する見積書）
- (11) 直近3か年の決算書類
- (12) 宣誓書（様式第1号別添4）
- (13) 県税納税証明書（発行から3か月以内のもので、全ての県税に未納がないことを証明するもの）
- (14) 登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行から3か月以内のもの）
- (15) 会社概要（会社案内のパンフレット等）
- (16) その他知事が特に必要と認めるもの

補助金内訳（実績）書

（単位：円）

| 対象農業用ため池の名称 | | 〇〇溜池 | 〇〇溜池 | 〇〇溜池 |
|-------------------------|---------|---------|------|------|
| 水上太陽光発電設備 | | | | |
| ① | 補助対象外経費 | 0 | | |
| ② | 補助対象経費 | 0 | | |
| ③ | 小計 | 0 | | |
| その他地域共生の促進に資する経費 | | | | |
| ④ | 補助対象外経費 | 3 | | |
| ⑤ | 補助対象経費 | 0 | | |
| ⑥ | 小計 | 0 | | |
| (A) | 総事業費 | ③ + ⑥ | 0 | |
| (B) | 補助対象外経費 | ① + ④ | 3 | |
| (C) | 補助対象経費 | ② + ⑤ | 0 | |
| (D) | 交付申請額 | C × 1/2 | 0 | |

| | |
|-------------|--|
| 【備考】 | |
|-------------|--|

事業計画（実績）書

| 対象農業用ため池の名称 | 〇〇溜池 | 〇〇溜池 | 〇〇溜池 |
|---------------------------------|------|------|------|
| 【太陽電池】 | | | |
| 公称最大出力合計 (kW) | | | |
| 型式(メーカー) | | | |
| 想定年間発電量 (kWh) | | | |
| 【パワーコンディショナー】 | | | |
| 定格出力合計(kW) | | | |
| 型式(メーカー) | | | |
| 【蓄電池】 | | | |
| 定格容量合計 (kWh) | | | |
| 型式(メーカー) | | | |
| 【その他地域共生の促進に資する経費】 | | | |
| 経費の詳細 | | | |
| 【年間二酸化炭素削減量】 (t-CO2) | | | |
| | | | |

| |
|----------------|
| 3 事業の概要 |
| |

| |
|--|
| 4 各種許認可等、事業実施の前提となる事項及び事業実施上課題となる事項 |
| |

様式第1号別添3

収支予算（決算）書（令和 年度）

【収入】

（単位：円）

| 区分 | 金額 | 調達先 | 備考 |
|----------------------|----|-----|----|
| 県補助金 | | | |
| 自己資金 | | | |
| 借入金 | | | |
| 寄附金その他収入 （具体的に記載） | | | |
| 合計 | 0 | | |

【支出】

（単位：円）

| 区分 | 総事業費 | 補助対象経費 | 補助金交付 申請額 | 備考 |
|------------------|------|--------|--------------|--------|
| 設備費 | 0 | | | 出力〇〇kW |
| 工事費 | 0 | | | |
| 業務費 | 0 | | | |
| 事務費 | 0 | | | |
| その他（補助対象外 経費） | 0 | | | |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | |
| 消費税 | 0 | | | |
| 総計 | 0 | | | |

【支出明細】（設備費）

| 項目番号 | 内容 | 数量 | 単価 | 金額 | 見積書の該当箇所 |
|---------|----|----|----|----|--------------------|
| 設備費 1 | | | | | (記入例) 見積書①の項目 3 |
| 設備費 2 | | | | | (記入例) 見積書①の項目 4 |
| 設備費 3 | | | | | |
| 設備費 4 | | | | | |
| 設備費 5 | | | | | |
| 設備費 6 | | | | | |
| 設備費 7 | | | | | |
| 設備費 8 | | | | | |
| 設備費 9 | | | | | |
| 設備費 1 0 | | | | | |
| 設備費 1 1 | | | | | |
| 設備費 1 2 | | | | | |
| 設備費 1 3 | | | | | |
| 設備費 1 4 | | | | | |
| 設備費 1 5 | | | | | |
| 設備費 1 6 | | | | | |
| 設備費 1 7 | | | | | |
| 設備費 1 8 | | | | | |
| 設備費 1 9 | | | | | |
| 設備費 2 0 | | | | | |
| 合計 | | | | 0 | |
| 消費税 | | | | 0 | |
| 総計 | | | | 0 | |

※必要に応じて、行を適宜追加すること。

【支出明細】（工事費）

| 項目番号 | 内容 | 数量 | 単価 | 金額 | 見積書の該当箇所 |
|---------|----|----|----|----|--------------------|
| 工事費 1 | | | | | (記入例) 見積書①の項目 3 |
| 工事費 2 | | | | | (記入例) 見積書①の項目 4 |
| 工事費 3 | | | | | |
| 工事費 4 | | | | | |
| 工事費 5 | | | | | |
| 工事費 6 | | | | | |
| 工事費 7 | | | | | |
| 工事費 8 | | | | | |
| 工事費 9 | | | | | |
| 工事費 1 0 | | | | | |
| 工事費 1 1 | | | | | |
| 工事費 1 2 | | | | | |
| 工事費 1 3 | | | | | |
| 工事費 1 4 | | | | | |
| 工事費 1 5 | | | | | |
| 工事費 1 6 | | | | | |
| 工事費 1 7 | | | | | |
| 工事費 1 8 | | | | | |
| 工事費 1 9 | | | | | |
| 工事費 2 0 | | | | | |
| 合計 | | | | 0 | |
| 消費税 | | | | 0 | |
| 総計 | | | | 0 | |

※必要に応じて、行を適宜追加すること。

【支出明細】（業務費）

| 項目番号 | 内容 | 数量 | 単価 | 金額 | 見積書の該当箇所 |
|---------|----|----|----|----|--------------------|
| 業務費 1 | | | | | (記入例) 見積書①の項目 3 |
| 業務費 2 | | | | | (記入例) 見積書①の項目 4 |
| 業務費 3 | | | | | |
| 業務費 4 | | | | | |
| 業務費 5 | | | | | |
| 業務費 6 | | | | | |
| 業務費 7 | | | | | |
| 業務費 8 | | | | | |
| 業務費 9 | | | | | |
| 業務費 1 0 | | | | | |
| 業務費 1 1 | | | | | |
| 業務費 1 2 | | | | | |
| 業務費 1 3 | | | | | |
| 業務費 1 4 | | | | | |
| 業務費 1 5 | | | | | |
| 業務費 1 6 | | | | | |
| 業務費 1 7 | | | | | |
| 業務費 1 8 | | | | | |
| 業務費 1 9 | | | | | |
| 業務費 2 0 | | | | | |
| 合計 | | | | 0 | |
| 消費税 | | | | 0 | |
| 総計 | | | | 0 | |

※必要に応じて、行を適宜追加すること。

【支出明細】（事務費）

| 項目番号 | 内容 | 数量 | 単価 | 金額 | 見積書の該当箇所 |
|---------|----|----|----|----|--------------------|
| 事務費 1 | | | | | (記入例) 見積書①の項目 3 |
| 事務費 2 | | | | | (記入例) 見積書①の項目 4 |
| 事務費 3 | | | | | |
| 事務費 4 | | | | | |
| 事務費 5 | | | | | |
| 事務費 6 | | | | | |
| 事務費 7 | | | | | |
| 事務費 8 | | | | | |
| 事務費 9 | | | | | |
| 事務費 1 0 | | | | | |
| 事務費 1 1 | | | | | |
| 事務費 1 2 | | | | | |
| 事務費 1 3 | | | | | |
| 事務費 1 4 | | | | | |
| 事務費 1 5 | | | | | |
| 事務費 1 6 | | | | | |
| 事務費 1 7 | | | | | |
| 事務費 1 8 | | | | | |
| 事務費 1 9 | | | | | |
| 事務費 2 0 | | | | | |
| 合計 | | | | 0 | |
| 消費税 | | | | 0 | |
| 総計 | | | | 0 | |

※必要に応じて、行を適宜追加すること。

【支出明細】（その他）

| 項目番号 | 内容 | 数量 | 単価 | 金額 | 見積書の該当箇所 |
|---------|----|----|----|----|--------------------|
| その他 1 | | | | | (記入例) 見積書①の項目 3 |
| その他 2 | | | | | (記入例) 見積書①の項目 4 |
| その他 3 | | | | | |
| その他 4 | | | | | |
| その他 5 | | | | | |
| その他 6 | | | | | |
| その他 7 | | | | | |
| その他 8 | | | | | |
| その他 9 | | | | | |
| その他 1 0 | | | | | |
| その他 1 1 | | | | | |
| その他 1 2 | | | | | |
| その他 1 3 | | | | | |
| その他 1 4 | | | | | |
| その他 1 5 | | | | | |
| その他 1 6 | | | | | |
| その他 1 7 | | | | | |
| その他 1 8 | | | | | |
| その他 1 9 | | | | | |
| その他 2 0 | | | | | |
| 合計 | | | | 0 | |
| 消費税 | | | | 0 | |
| 総計 | | | | 0 | |

※必要に応じて、行を適宜追加すること。

水上設置型太陽光発電施設整備費補助金
交付申請に係る宣誓書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者

郵便番号及び住所

氏名又は名称

及び代表者氏名

水上設置型太陽光発電施設整備費補助金の交付申請に当たり、下記の全ての条件を満足し、補助事業者の要件を満たすことを宣誓します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- 2 宮城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 3 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- 4 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 5 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 6 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条に規定するもの。）に該当しない者であること。
- 7 宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定するもの。）に該当しない者であること。

- 8 本業務を的確に遂行する能力を有し、本業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。
- 9 本事業の実施体制の中に、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく経済産業大臣からの登録を受けた小売電気事業者を含めること。また、電気主任技術者（第一種、第二種、第三種のいずれか）を含んでいること。なお、これらの有資格者は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。小売電気事業者については、インバランスコストのリスクを鑑みて、PPA 電力と補給電力の小売電気事業者を一致させることを優先し、分割供給とならないよう努めること。

様式第2号（第3条第5項関係）

水上設置型太陽光発電施設整備費補助金
申請辞退届

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者
郵便番号及び住所
氏名又は名称
及び代表者氏名

令和 年 月 日付けで申請しました水上設置型太陽光発電施設整備費補助金について、下記のとおり申請を辞退したいので、届け出します。

記

1 辞退の理由

様式第3号（第6条第3号関係）

水上設置型太陽光発電施設整備費補助金
変更承認申請書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者
郵便番号及び住所
氏名又は名称
及び代表者氏名

令和 年 月 日付け宮城県（農村）指令第 号で交付決定の通知のありました水上設置型太陽光発電施設整備費補助金について、事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認されますよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 添付書類
 - （1）補助金内訳書（様式第1号別添1）
 - （2）その他（変更内容のわかる資料）

様式第4号（第6条第4号関係）

水上設置型太陽光発電施設整備費補助金
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者

郵便番号及び住所

氏名又は名称

及び代表者氏名

令和 年 月 日付け宮城県（農村）指令第 号で交付決定の通知のありました水上設置型太陽光発電施設整備費補助金について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されますよう関係書類を添えて申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間

3 添付書類

様式第5号（第6条第6号関係）

水上設置型太陽光発電施設整備費補助金
遅延等報告書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者

郵便番号及び住所

氏名又は名称

及び代表者氏名

令和 年 月 日付け宮城県（農村）指令第 号で交付決定の通知のあり
ました水上設置型太陽光発電施設整備費補助金について、下記の理由により予定の
期間内に完了しない（補助事業遂行が困難となった）ので報告します。

記

1 補助事業の進捗状況

2 事業に要した経費

3 遅延等の内容及び原因

4 遅延等に対する措置

5 補助事業の完了見込み

(1) 事業完了予定日：令和 年 月 日

(2) 実績報告書提出予定日：令和 年 月 日

(3) 今後のスケジュール

年間実績報告書

(1) 年度：〇〇年度

(2) 月別発電量等

| 農業用 ため池の名称 | 月別発電量 (kWh) | | | | | | | | | | | | 二酸化炭素 削減量 (t-CO2) | |
|---------------|-------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-------------------------|----|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | 合計 |
| 〇〇溜池 | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 〇〇溜池 | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 〇〇溜池 | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(3) 添付書類

ア 年間発電電力量を確認できる書類(メーターの写真など)

イ 年間自家消費電力量を確認できる書類(メーターの写真など)

様式第7号（第8条関係）

水上設置型太陽光発電施設整備費補助金
交付決定前着手届

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者

郵便番号及び住所

氏名又は名称

及び代表者氏名

水上設置型太陽光発電施設整備費補助金の対象事業について、交付決定前に着手したいので、水上設置型太陽光発電施設整備費補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

なお、交付決定前に着手する事業に関しては、補助金が交付されないこととなっても異議はありません。

記

- 1 補助事業に要する経費
- 2 着手予定年月日
- 3 交付決定前に着手を必要とする理由

様式第8号（第9条第1項関係）

水上設置型太陽光発電施設整備費補助金
中間報告書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者

郵便番号及び住所

氏名又は名称

及び代表者氏名

令和 年 月 日付け宮城県（農村）指令第 号で交付決定の通知のあり
ました水上設置型太陽光発電施設整備費補助金について、実施したので水上設置型
太陽光発電施設整備費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり報
告します。

記

1 需要家概要

名称：

所在地：

2 補助事業実施の状況

3 進捗状況及び今後のスケジュール

4 添付書類

※申請時の工程表に基づき、進捗が分かる資料を添付すること。

水上設置型太陽光発電施設整備費補助金
実績報告書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者

郵便番号及び住所

氏名又は名称

及び代表者氏名

令和 年 月 日付け宮城県（農村）指令第 号で交付決定の通知のありました水上設置型太陽光発電施設整備費補助金について、実施したので、水上設置型太陽光発電施設整備費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- （1）補助金実績書（様式第1号別添1）
- （2）事業実績書（様式第1号別添2）
- （3）想定年間電力発電量の根拠
- （4）完成後の導入設備の配置図、システム図
- （5）収支決算書（様式第1号別添3）
- （6）完成写真（施工前、施工後が分かる全景、太陽光発電設備等の写真）
- （7）工事契約（契約書、請書、見積書等）、納品（納品書、保証書）、請求（請求書等）、支払い（払込金受取書等）に係る証憑類の写し
- （8）補助金振込先金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し（申請者と同一の口座名義人であって、振込口座番号が確認できるもの）
- （9）その他知事が必要と認めるもの

水上設置型太陽光発電施設整備費補助金
精算（概算）払請求書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者

郵便番号及び住所

氏名又は名称

及び代表者氏名

印

令和 年 月 日付け宮城県（農村）指令第 号で交付決定の通知のありました水上設置型太陽光発電施設整備費補助金について、下記のとおり、金_____円を精算（概算）払いによって交付されるよう請求します。

記

- 1 交付決定額
- 2 概算払受領済額
- 3 今回請求額
- 4 残額
- 5 概算払を必要とする理由
- 6 振込口座
 - (1) 金融機関（店舗）名
 - (2) 口座番号（普通・当座の別）
 - (3) 口座名義人（フリガナ）

様式第 11 号（第 13 条関係）

水上設置型太陽光発電施設整備費補助金に係る
消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者

郵便番号及び住所

氏名又は名称

及び代表者氏名

令和 年 月 日付け宮城県（農村）指令第 号で交付決定の通知のありました水上設置型太陽光発電施設整備費補助金について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（県が補助金の額の確定通知書により通知した額）
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額
金 円

様式第 12 号（第 14 条第 2 項関係）

水上設置型太陽光発電施設整備費補助金に係る
財産処分承認申請書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者

郵便番号及び住所

氏名又は名称

及び代表者氏名

令和 年 月 日付け宮城県（農村）指令第 号で交付決定の通知のありました水上設置型太陽光発電施設整備費補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 取得財産の名称及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の理由
- 4 処分の方法（売却の場合は、売却先及び売却価格を記載すること。）

水上設置型太陽光発電施設整備費補助金に係る
財産処分報告書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者

郵便番号及び住所

氏名又は名称

及び代表者氏名

令和 年 月 日付け宮城県（農村）指令第 号で交付決定の通知のありました水上設置型太陽光発電施設整備費補助金による取得財産の処分について、下記のとおり実施しましたので報告します。

（なお、本処分により、収入が生じたことから、指示に従い返納します。）

（今後、担保権が実行された場合には、速やかに知事に報告を行い、その指示に従います。）

記

1 処分の内容

（1）補助事業名及び交付内容

（2）処分する財産名等

（3）処分内容及び処分予定日

2 処分理由

3 納付額